

桜も散ってすっかり若葉の季節となり連休を楽しみにしていましたが、九州熊本では大変な事態となっています。関西から始まった地殻の変動は、東北から南西へと日本中を駆け巡っているかのようです。

関東地方も決して他人ごとではありません。あらためて、この地も来るべき日に備えなければとの思いを強くいたしました。

我が故郷、熊本の被災者・犠牲者の方々への想いをいたしつつ、事務局より「会員ニュース(61号)」をお届け申し上げます。



(2016年4月、若葉に隠れふくらむ梅の実)

報道の 訛り懐かし 肥後大変

らよっと田舎が心配です

1. 4月1日、経産省のHPに「『電気関係報告規則第3条の運用について(内規)』等の一部改正について」が掲載されました。

一部の会員(メール会員)には速報でお知らせしましたが、「電気関係報告規則 平成28年3月28日 改正第40号」において、第3条第2項の事故報告期限が48時間から24時間へと変更されました。施行は4月1日となっていますので、以降の事故報告は「24時間以内」となります。

詳細は、資料「電気報告規則～一部改正」「新旧対照表」「速報用紙」をご参照ください。

2. 4月6日、関東東北産業保安監督部のHPに「電気事故速報値が更新されました」が掲載されました。

更新されたのは、平成28年3月31日時点での速報値となっています。

詳細は、資料「～電気工作物電気事故速報値」をご参照ください。

3. 4月11日、同HPに「屋根貸で設置された太陽光発電設備の電事法上の取扱い（電気保安）について」が掲載されました。

本文では詳細に記載されていますが、要約致しますと「屋根貸により設置された太陽光発電設備の電力を災害時等に、住宅所有者が使用したいとのニーズがあるので、保安上の取扱いについて整理します。」とのことです。

詳細は、資料「屋根貸で設置された太陽光発電設備の取扱いについて」をご参照ください。

4. 4月26日、経産省のHPに「電力自由化に関する相談事例を紹介します」が掲載されました。

本年4月1日に電力自由化が始まり、新たな事業者からの電気の供給が開始されています。国民生活センター及び各地の消費者センター並びに経済産業省電力・ガス取引監視等委員会には、消費者からの相談が引き続き寄せられています。そこで、寄せられている相談事例を紹介するとともに、消費者の皆様へのアドバイスを提供します。
とのことです。

詳細は、資料「電力自由化～相談事例」及び「～トラブル速報！No.5」をご参照ください。